黄熱予防接種対象国へ派遣される方へ

2024 年 9 月

黄熱予防接種について

黄熱は【検疫予防接種】のため、入国時に黄熱予防接種証明書（以下、イエローカード）を要求する国へ渡航する場合には必ず接種が必要で、入国の 10 日前までに接種を済ませる必要があります。

別途 JICA より指定の期日までに接種をするように指示があった場合は、同期日までに接種をお願いします。

黄熱の流行状況により黄熱予防接種証明書要求国は、予告なく変わる場合があります。まずは、**厚生労働省検疫所ホームページ「FORTH」**サイトや検疫所において、赴任国が必須及び推奨国となっているかを確認し、長期派遣の方は指定された期日まで、短期派遣の方は入国10日前までに、各自で必ず予防接種を受けてください。

厚生労働省検疫所ホームページ「FORTH」

https://www.forth.go.jp/moreinfo/topics/yellow_fever_certificate.html

国毎の具体的な情報は、上記ページの「国・地域別の情報」に掲載されていますので、必ずご自分の赴任国について確認してください。

- 以下１～３の国は接種必須となりますので、必ずご対応ください。
- 以下１～４の国は費用補助対象となります。

１．査証取得時に黄熱予防接種証明書を要求される国

対象国：**ガーナ**、**ガボン**、**カメルーン**

現在、接種の有効期間が一生涯有効となっているにもかかわらず、接種後10 年を経過したイエローカードでは、査証申請ができません。そのため、該当者は再度黄熱を接種してください。また、発行元検疫所にて有効期限の書き換えが可能な場合があるため、各自ご確認ください。

２．黄熱予防接種証明書を要求される国

対象国：**ボツワナ**、**モザンビーク**、**ウガンダ**、**ベナン**、**セネガル**

「黄熱に感染する危険のある国」（エチオピア等）を経由する際、証明書が求められる場合があります。今回の渡航経路において該当する可能性があるため、接種をお願いします。

３．一般旅券渡航の場合、査証取得時に黄熱予防接種証明書を要求される国

対象国：**ボリビア**

４．黄熱予防接種推奨国（感染する危険のある国）

以下の国については、入国時の黄熱予防接種証明書の提示は不要ですが、感染の可能性があるため、医療機関と相談し各自接種を進めてください。また、任国によっては、赴任前の接種を強く推奨している国があります。別途「赴任前留意事項」もご確認ください。

※原則として、黄熱に感染の可能性がある国については、FORTH を基準としてお支払いします。医師の判断があったとしても、FORTH で黄熱予防接種推奨国として記載がない場合は、黄熱予防接種にかかる接種料や交通費についてはお支払い致しかねますので、常に最新の情報をご確認ください。

【アフリカ地域】

エチオピア、ケニア

【中南米地域】

アルゼンチン、エクアドル、コロンビア、パナマ、ペルー、ボリビア、パラグアイ
ブラジル

１．黄熱予防接種についての留意事項

ア） 黄熱ワクチン接種は、指定された施設のみで実施しており予約制です。予約が大変取りにくい場合がありますので、十分ゆとりをもって、なるべく早めに検疫所や接種機関にお問い合わせください。

接種機関一覧（https://www.forth.go.jp/useful/yellowfever.html#list）

イ） 卵アレルギーのある方は、黄熱ワクチンを接種できない場合があります。

ウ） 実施機関により年齢による制限（65 歳以上の方で初めて黄熱ワクチンを接種する場合）がありますので、該当者は実施機関へお問い合わせください。

エ） 2016 年7 月から、黄熱ワクチンの接種証明書の有効期限が「10 年」から「生涯有効」へ延長されました。

オ） 黄熱ワクチンは生ワクチンのため、接種後27日間は他の生ワクチン予防接種が実施できません。それ以外のワクチンの組み合わせでは、前のワクチン接種からの間隔にかかわらず、次のワクチンの接種を受けることができます。

（参照：厚生労働書ホームページ）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/kenkou/kekkaku-kansenshou03/rota_index_00003.html

カ）任国への赴任に黄熱予防接種が不要でも、任国外旅行などでイエローカードの携行が必要となる国に渡航することが想定される場合は、事前に近隣国の入国時イエローカード携行についてご自身でお調べください。JICA の費用補助はありませんが、必要に応じて出発前に予防接種を済ませてください（予防接種の時期は　訓練修了後の期

間で任国入国の10日前までとなります）。

キ）イエローカードに記載する氏名のアルファベット表記はヘボン式とし、必ず旅券（一般・公用）と同じ氏名を記載してください。

２．費用手続きについて

上記の黄熱予防接種必要国に派遣予定で、JICA 海外協力隊に合格後に予防接種を受けた方は、申請に基づき、予防接種料をお支払します。原則として、査証発給時や入国時に必要な国、またはFORTHで接種が推奨されている国のみ申請の対象としています。不明な場合は、以下４．までお問い合わせください。

【注意事項】

- 接種先病院の「領収証」または検疫所発行の「受領書」のコピーは不可で、原本に限ります。
- 領収書は、黄熱予防接種の代金であること、金額、接種者本人氏名、接種機関が明記してある領収書を「領収証貼付用紙」に貼付してください。
- 印紙購入の領収証のみでは、費用の支給はできません。
- 接種費用の振り込み手続きは、派遣前訓練修了日前後となります。
- 申請書の修正は二重線に訂正印を入れて行ってください。修正液及び修正テープは使用しないでください。

３．交通費について

以下、ア）またはイ）に該当する方（以下条件のいずれかを満たす方）に対し、JICA 規程に基づき交通費を支給しますので「黄熱予防接種交通費申請書」を送付してください。

また、交通費は、鉄道賃・船賃・航空賃及び車賃（タクシー代や自家用車のガソリン代は含まれません。）を対象とします。なお、実際の利用路線の交通費（実費）とは支給額が異なる場合がありますのでご留意ください。

ア）接種時現在の居住地最寄駅から最も近い検疫所（その他黄熱予防注射の接種可能な機関を含む）の最寄駅まで最も経済的な鉄道路線で、片道100km 以上あること。

イ）接種時現在の居住地に最も近い検疫所を往訪するために、航空機、船舶又は車両の利用が必要となる場合であって、その片道の運賃が3,500 円を超える場合。

（注意）実際に予防接種を実施した検疫所の所在地にかかわらず、接種時現在の居住地と最寄りの検疫所の所在地間の往復の交通費を支給します。なお、鉄道特急料金の支給対象は、1 乗車区間100km 以上となります。

例：最寄り駅が静岡駅の場合、東京検疫所で接種を受けた場合でも、横浜検疫所最寄り駅までの鉄道料金を支給対象とします。

４．問い合わせ先

JICA 海外協力隊合格者窓口
TEL：045-719-5182　（受付時間：土・日・祝を除く 9:30～12:30/13:30～17:45）
E-mail：v-guide@joca.or.jp

以上